

藤井寺市事業者支援補助金

[販路拡大型]

～ 手引き ～

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 商工労働課 (市役所6階 68番窓口)
藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337
平日9時から17時30分まで

「販路拡大型」制度概要

中小企業等の販売力及び競争力を向上させ、本市の産業振興を図るため、販路開拓事業等を実施する中小企業等に対し、補助するものです。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象事業

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 藤井寺市商工会の経営サポートを受けて取り組む事業であること
- 補助対象経費の総額が5万円以上であること（ツール導入枠は除く）
- 令和6年2月29日までに完了（実績報告を提出）する事業であること
- 国・府・市等の他の補助金を受けていないこと
- [マーケティング枠のみ]これまで本補助金を利用して参加した展示会等でないこと
- [事業展開枠のみ]新たな取り組みであること
- 可能な限り藤井寺市SDGsパートナー制度に登録すること
- その他市長が不相当と認めるものでないこと
- 1事業者につき1回/年限りの申請とする。ただし、マーケティング枠は2回/年まで申請可能

補助対象者

以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 藤井寺市内に本社を有する法人または、主たる事業所を有する個人事業者
- 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行う事業者でないこと
- 藤井寺市税を滞納していないこと
- 事業活動にSDGs経営を取り入れていること

補助額

<マーケティング枠>

展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用

補助率 **1/2** 上限 **20万円** ※千円未満は切り捨て。

<事業展開枠>

新たな取り組みによる事業拡大・販路開拓・事業展開にかかる費用

補助率 **1/2** 上限 **30万円** ※千円未満は切り捨て。

<ツール導入枠>

デジタルマッチングツール（BigAdvance）にかかる月額利用料

補助率 **10/10** 最大 **12か月分、39,600円**

補助対象経費

販路拡大型には、<マーケティング枠><事業展開枠><ツール導入枠>の3種類あり、それぞれ対象経費が異なります。

<マーケティング枠>

展示会や商談会、見本市への出展にかかる費用

小間料

会場装飾・整備費

企業・商品紹介のためのパンフレット・動画制作費（ただし、参加する展示会等に必要なものに限る）

<事業展開枠>

新たに取り組む自社製品・サービス等の販路開拓や事業拡大、事業展開、インボイスへの対応のためにかかる費用（別表を参照）

ただし、以下に該当する場合は対象外になります。

パソコン、タブレット端末など、汎用性の高いものに係る経費

社会通念上著しく不当な価格なもの

個人間取引等によるもの

【別表】

費目	内容
店舗改装費	店舗改修工事に要する費用（居宅併用は補助対象外）
設備導入費	設備・備品の取得に要する費用（単価5万円以上のもの）
システム構築費	専用ソフトウェア、情報システム等の購入、自社ECサイト構築などに要する費用
外注費	設計やデザインを外注するために要する費用 ※自社の社員が加工やデザインする場合の費用は対象外です。
その他	事業計画達成に必要と認められる費用

<ツール導入枠>

デジタルツール（BigAdvance）にかかる月額利用料

交付申請時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

※事業開始前に申請する必要があります。

<マーケティング枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- <マーケティング枠>事業計画書
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- 展示会、商談会、フェア等の実施内容がわかるもの

<事業展開枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- <事業展開枠>事業計画書
- 見積書等、要する事業費がわかるもの
- [店舗改修の場合] 改修箇所（施工前）の現状がわかる写真

<ツール導入枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金申請書（様式第1号）
- 誓約書
- 事業概要書
- ツール利用開始がわかる書類

実績報告時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

※事業完了後すみやかに実績報告する必要があります。

<マーケティング枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- <マーケティング枠>実績調書
- 写真や資料など事業実施内容がわかるもの
- 申請時から金額の変更があった場合、経費を確認できる書類等
- 領収書等、事業費の支払い完了が確認できる書類（写し）

<事業展開枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- <事業展開枠>実績調書
- 写真や資料など事業実施内容がわかるもの
- 適格請求書発行事業者登録がわかるもの（インボイス対応の場合のみ）
- 申請時から金額の変更があった場合、経費を確認できる書類等
- 領収書等、事業費の支払い完了が確認できる書類（写し）

<ツール導入枠>

- 藤井寺市事業者支援補助金実績報告書（様式第3号）
- 利用状況調書
- 写真や資料などツール導入の状況がわかるもの
- 領収書等、事業費の支払い完了が確認できる書類（写し）

手続きの流れ

<マーケティング枠>

- (事→商) 藤井寺市商工会の経営サポートを受ける
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施（展示会への参加）
※展示会会場の写真撮影を忘れないようにお願いいたします。
- (事→商) 事業完了後、藤井寺市商工会の確認を受け、実績報告をまとめる
- (事→市) 市へ実績報告を提出
※令和6年2月29日までに提出
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」
「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

<事業展開枠>

- (事→商) 藤井寺市商工会の経営サポートを受ける
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知を送付
- (事業者) 事業実施
- (事→商) 事業完了後、藤井寺市商工会の確認を受け、実績報告をまとめる
- (事→市) 市へ実績報告を提出
※令和6年2月29日までに提出
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」
「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

<ツール導入枠>

- (事→商) 藤井寺市商工会に対する事前相談申し込み。
必要に応じ、事業者、商工会、金融機関による事前協議の実施。
- (事→金融) 金融機関を通じツール利用の申し込み
(事業者さまご自身でインターネットから申し込みください)
- (事→市) 必要書類を作成し、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通を送付
- (事業者) ツールを活用した販路開拓等の取り組み実施
- (事→商) 補助期間終了後、藤井寺市商工会の確認を受け報告書を作成
- (事→市) 市へ実績報告を提出
※令和 6 年 3 月 15 日までに提出
- (市→事) 実績報告申請後 10 日から 2 週間程度で「確定通知書」
「請求書」を送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) 口座に振り込み（請求書提出日から 30 日以内）

Q&A

(対象事業)

Q1 販路開拓や事業拡大の取り組みとはどのようなものが対象となりますか？

A1 事業展開枠では策定する事業計画書に基づいて実施する地道な販路開拓等の取組で以下のような取り組みが対象となります。

(例)

- 新たな事業を実施するにあたっての販促用チラシの作成や販促用PRサイトへの掲載（初期費用のみ）
- 新商品の開発にあたって必要な設備導入や外注費
- インボイス登録にあたって対応可能なレジスターの導入
- 新たにオンライン販売を始めるにあたってのオンライン注文システムの導入
- 新たにテイクアウトを始めるにあたり実施する店舗改修工事

(対象事業)

Q2 マーケティング枠で、オンライン展示会は対象になりますか？

A2 対象になります。ただし、実施内容が示せるものが対象になります。

(対象者)

Q3 創業時の資金としても利用できますか？

A3 他の補助金を利用しておらず、販路拡大に関する事業にかかる経費は対象

になります。

(対象者)

Q4 本社が市外の場合でも、藤井寺市内に事業所があれば利用できますか？

A4 藤井寺市内の事業所で実施する事業が対象になります。また、本社が藤井寺市にあっても市外の事業所で実施する事業は対象外です。

(対象経費)

Q5 居宅の一部をリフォームして事務所にしようと思いますが、対象となりますか？

A5 居宅併用の場合は、補助対象外となります。

(対象経費)

Q6 消耗品は対象外ですか？

A6 消耗品は補助対象外です。また、備品等の購入費であっても、単価が5万円(税込み)未満のものは対象外となります。

(対象経費)

Q7 インボイス制度への対応を見据えた機器導入費用は対象になりますか？

A7 対象になります。ただし、PC やタブレットといった汎用性の高いものは経費対象外となります。

(対象経費)

Q8 マーケティング枠で、会社パンフレットの制作費のみは対象になりますか？

A8 対象外です。展示会等への参加と合わせての申請が対象です。